

介護保険料の遡及賦課誤りについて（お詫び）

介護保険料の賦課について、システム上の設定に誤りがあり、一部の被保険者の方に対して、保険料を過大に徴収または還付していたことが判明しました。

対象となる皆様には、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 概要

平成 27 年 4 月 1 日施行の介護保険法改正（第 200 条の 2）により、介護保険料の賦課決定（変更）は各年度における最初の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以後においては行うことができないと規定されました。

この最初の納期について、特別徴収（年金からの差し引き）の場合には、年金保険者が当組合に納入する期限である 5 月 10 日とシステム設定すべきところ、普通徴収（納付書・口座振替）の第 1 納付期限である 7 月末日の設定となっていました。

このため、一部の被保険者の方において、過大に徴収または還付されていました。

2 対象期間

平成 29 年度から令和 5 年度に変更（遡及賦課）した平成 27 年度から令和 3 年度分保険料

3 対象件数及び金額

過大に徴収した件数及び金額 12 件（12 人）314,550 円

過大に還付した件数及び金額 7 件（7 人）136,770 円

4 今後の対応について

過大に徴収した方には、お詫びするとともに速やかに返還の手続きを行います。

過大に還付した方については、時効により徴収できる期間を過ぎていることから保険料の返還は求めないこととします。

再発防止に向けて、法改正の際には必要なシステム設定が確実に実施されるよう、複数人でのチェック体制、システム業者との連携体制を整えてまいります。

◆本件に便乗した還付金詐欺にご注意ください。当組合職員が電話で ATM の操作を求めるとかキャッシュカードをお預かりすることはありません。少しでも不審な点を感じた場合、介護保険事務所へご確認ください。